認可外保育施設等を利用する保護者のみなさまへ

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がはじまります。

幼児教育・保育無償化の概要

○対象者・利用料

下表の要件を満たして、**「保育の必要性の認定」**を受けた次の子どもが対象

- **３歳以上**の子ども：**利用料が月額37,000円まで無償化**
- **市民税非課税世帯の３歳未満の子ども：利用料が月額42,000円まで無償化**

※保育園や認定こども園等を利用できていない方が対象です。

○対象事業

- **認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象**

※上限額の範囲内において複数サービスの利用が可能です。
※無償化の対象となる認可外保育施設は、県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要（５年間の猶予期間あり）

○認定申請

「保育の必要性の認定」を受けるには、園を経由して**市への申請が必要**です。

【保育の必要性の認定要件】

※世帯全員分（ 65歳以上の祖父母や18歳以下の学生（高校生まで）・児童以外）について確認します。

要件	内容
1　就労	家庭内外で月48時間以上、就労している
2　妊娠・出産	妊娠中、出産後である
3　疾病・障がい	病気や負傷、心身障がいがある
4　介護・看護	月48時間以上の介護・看護をしている
5　災害復旧	火災、風水害、地震等の復旧にあたっている
6　求職活動	日中、求職活動中である
7　就学・職業訓練	月48時間以上、就学・職業訓練をしている
8　虐待・DV	虐待やDVのおそれがある
9　育休継続	育休取得時からの継続利用である
10　その他	上記以外で市が認める場合

次の費用は無償化されません！

次の費用はこれまでどおり**実費負担**となります。

- 「保育の必要性の認定」を受けられない場合の**保育料**
- これまで実費負担していた**給食費や教材費、行事費等**

お問い合わせ：伊達市こども部こども育成課　　電話024-573-5691